



2020年6月23日

各 位

会 社 名 日本ユピカ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山根 祥弘  
(JASDAQ・コード7891)  
問 合 せ 先  
責 任 者 役 職 名 常務取締役管理部長  
氏 名 三浦 弘之  
T E L (03) 6850-0261 (代表)

## 株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び 定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年5月7日付プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「当社2020年5月7日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせしておりましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の第43回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」としてそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2020年7月9日までの間、整理銘柄に指定された後、2020年7月10日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社2020年5月7日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、本定時株主総会において、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、ご承認をお願いしたものととなります。

- ① 併合する株式の種類  
普通株式
- ② 併合比率  
当社株式について、274,735株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数  
2,747,343株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数  
2,747,353株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2020年5月7日に公表した「2020年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年3月31日現在の発行済株式総数(2,750,000株)から、当社が、2020年5月7日開催の取締役会において決議した、2020年7月13日付で消却を行う予定の自己株式の数(2,647株)を控除した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

10 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

40 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、三菱瓦斯化学株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び東洋紡株式会社以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却すること、又は会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である 2020 年 7 月 13 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が有する当社株式の数の公開買付者が 2020 年 2 月 6 日から 2020 年 3 月 23 日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株あたりの買付価格と同額である 3,000 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

(1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 40 株に減少することとなります。かかる点をより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 10 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、第 10 条（株式取扱規程）を変更し、これら変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、定款第 33 条（監査役の選任）及び定款第 35 条（監査役の任期）を変更するものであります。

当該変更の内容は、当社 2020 年 5 月 7 日付プレスリリースをご参照ください。なお、当該変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2020 年 7 月 14 日に効力が発生するものといたします。ただし、定款第 33 条（監査役の選任）及び定款第 35 条（監査役の任期）の変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生してお

ります。

### 3. 株式併合の日程

① 本定時株主総会開催日	2020年6月23日(火曜日)
② 整理銘柄指定日	2020年6月23日(火曜日)
③ 当社株式の最終売買日	2020年7月9日(木曜日)(予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2020年7月10日(金曜日)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2020年7月14日(火曜日)(予定)

以上